

はまがわ  
浜川水系河川整備基本方針

平成 15 年 7 月

佐 賀 県

## 目 次

	頁
1．河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 .....	1
(1) 流域及び河川の概要 .....	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 .....	4
2．河川の整備の基本となるべき事項 .....	6
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項 ..	6
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項 .....	6
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る 川幅に関する事項 .....	7
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため 必要な流量に関する事項 .....	7
(参考図) 浜川水系図 .....	8

## 1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

### (1) 流域及び河川の概要

浜川は佐賀県鹿島市の東部に位置し、その源を佐賀県鹿島市と長崎県大村市の境にある多良山系の経ヶ岳に発し、北流しながら、中流の古枝で小川内川、下流で多々良川を合流し、鹿島市郊外の浜町を貫流して有明海に注ぐ流域面積17.5km<sup>2</sup>、流路延長10.2kmの二級河川である。浜川流域は全域鹿島市に含まれ、流域内人口は約3千6百人で大半が下流部に居住している。

浜川流域の気候は、温帯性の気候に属し、降雨量は梅雨期や台風期に多く、流域平均の年降水量は約2,600mm、年平均気温は約16.0である。流域の上流域は山岳地帯で平地に比べ降雨量が多く、年間3,000mmを超える。

流域の地形は、最上流域は1,000m級の多良山系で急峻な地形となっており、有明海に近い下流域において支川多々良川が合流する地点まで山地地形を形成している。また、多々良川合流点下流域は、浜町市街地砂州及び干拓地が広がっている。

流域の地質は、上流域から中流域にかけては火山性岩石である安山岩類、安山岩質凝灰礫岩類からなり、下流域の有明海に近い平坦地では独特な「がた」と呼ばれる泥がち堆積物が分布している。

浜川上流の水源にあたる地域は果樹・柑橘類の産地となっている他、多良岳県立自然公園に指定されており多様な自然環境が保全されている。また中流沿川には、日本三大稻荷の一つに数えられる祐徳稻荷神社があり、初詣客を中心に、年間250万人の観光客を集めている。下流域は鹿島市浜町の市街地が広がり、長崎街道多良往還（多良海道）の宿場町として栄えた肥前浜宿に代表される歴史的な町並みが現在も残っており、浜川を代表する一景観となっている。

## 1) 自然環境

上流域において浜川は、標高 1,000m 以上の山岳地帯より山間部を縫うように流下し、シイ・カシ萌芽林およびスギ・ヒノキ植林が水際付近まで迫っている。河床は大小の礫からなり典型的な溪流の形態をなし、その清流はゲンジボタル等の動植物の生育、生息の地を提供している。上流域の中でも上流部に位置する奥山地区では、毎年 6 月に鑑賞会が開かれ、清流の水音と闇に乱舞するホタルの明かりが夏の風物詩として人気を集めている。また、平成 6 年度より漁業者を中心とするボランティアの協力の下に落葉広葉樹の植林事業が行われている。

中流域においては、田園地帯とシイ・カシ萌芽林の山付区間および市街地が混在する間をゆるやかに蛇行しながら流下しており、河道内に存在する多くの堰により湛水箇所と堰下流の平瀬が連続している。岸边にはツルヨシ群落・メダケ群落等が点在し、カワムツやヨシノボリ類等が広く生息している。また、貴重種としてアリアケギバチが確認されている。

下流域においては、左右岸ともに家屋が連なり、河口部の両岸は干拓地が広がっており、河口周辺は干満差約 5 m の有明海の影響を受ける干潟である。鳥類では干潟や水辺を生息地とするシロチドリ・ハマシギ等、魚類では干潟を生息環境とするムツゴロウ、回遊性のアユ・シマヨシノボリ等が生息している。また、貴重種としてメダカ、ヤマノカミ、回遊型カジカ等が確認されている。

河川の水質は、<sup>じょうあんじ</sup>浄安寺頭首工下流が B 類型（水質基準値 BOD 3.0mg/l）、<sup>じょうあんじ</sup>浄安寺頭首工上流が A 類型（水質基準値 BOD 2.0mg/l）に指定されている。近年での BOD75% 値の平均値で見ると<sup>じょうあんじ</sup>浄安寺頭首工下流で 1.7mg/l、<sup>じょうあんじ</sup>浄安寺頭首工上流で 1.4mg/l 程度を示しており、顕著な水質悪化は見られない。

## 2) 治水の概要

浜川の治水事業は、河口の高潮対策事業およびその上流の広域基幹河川改修事業がある。平成2年に認可された高潮対策事業は、河口から浜橋地点までの670m区間について、拡幅および護岸の整備を進めている。広域基幹河川改修事業(浜川については、昭和56年に旧中小河川改修事業により認可)については、浜橋地点から上古枝橋地点までの区間の3,330mの整備であり、まだほとんどの区間が未改修である。

浜川の洪水被害は昭和37年7月豪雨、昭和51年8月および9月豪雨、平成3年6月豪雨により、床上・床下浸水などの被害を受けている。

## 3) 利水の概要

河川水の利用については、ほとんどが農業用水として利用されており、河川沿川の農地及び干拓地に対して農業用水を供給している。

## 4) 河川の利用状況

河川空間の利用としては、浜川の歴史的な町並みが残る区域にある<sup>さんかく</sup>参楽橋周辺では、高水敷や河川沿いを散策路として沿川住民が利用している他、中流域の観光拠点である祐徳稲荷神社周辺では沿川住民から観光客まで多くの人々の交流の場として様々なイベントが催され、中でも「祐徳夏祭り」では、浜川に放流したコイのつかみ取り等、子供達が楽しみにしている祭りもある。

また、かんがい期の参楽堰による湛水区間や下流から中流にかけての瀬や淵では、夏場に子供達が水遊びや魚釣り等に利用している。

## (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

浜川水系の課題としては、河川の流下能力の不足により発生する洪水被害の防止、良好な河川環境の整備と保全、歴史的な町並みと調和した親水性に富む水辺空間の整備等が挙げられる。これらを踏まえ、

「洪水からまちを守る」

「良好な河川環境の整備と保全」

「歴史的な町並みと調和した水辺空間の創造」

「人々が水と親しみ、交流できる場の提供」

を基本理念として、河川整備を進めていくものとする。

### 1)洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

災害の発生の防止又は軽減に関しては、想定氾濫区域内の資産規模や過去の災害実績等を考慮し、50年に1回程度の降雨で発生する洪水を安全に流下させることを目的とし、河道の整備を行うとともに台風による高潮にも対処する。

また、計画規模を上回る洪水に対しても、被害を軽減するため、情報伝達体制及び警戒避難体制の整備、水害に強いまちづくりなどを関係機関や地域住民と連携して推進する。

### 2)河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項並びに河川環境の整備と保全に関する事項

河川水の利用に関しては、適正な利水管理及び動植物の保護、流水の清潔の保持等を考慮し、流水の正常な機能を維持するため必要な流量を確保するよう努める。

河川環境の整備と保全に関しては、治水・利水面との調和を図りながら、動植物の生息・生育環境及び良好な景観の保全に努める。

河川整備にあたっては、魚類等の移動に配慮した河道整備を行うとともに、貴重種であるアリアケギバチやメダカ等、多様な生物の生息場となる瀬や淵の保全、水際の多様性の確保に努める。さらに、浜川は、市街地における貴重な水辺であるため、高齢者や子供にも配慮し、水辺に近づきやすく、水とふれあえる空間としての整備などを、地域住民及び関係機関等と一体となって取り組む。

### 3)河川の維持管理に関する事項

河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の保全等の観点から総合的に判断し、日々の管理を関係自治体や地域住民、河川愛護団体等と連携して適切に行う。

## 2. 河川の整備の基本となるべき事項

### (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

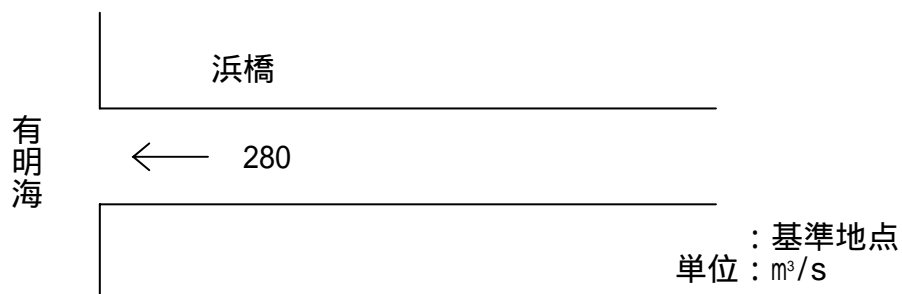
浜川の基本高水のピーク流量は、50年に1回程度の降雨で発生する洪水について検討した結果、基準地点浜橋において $280\text{m}^3/\text{s}$ とし、これを河道へ配分する。

基本高水のピーク流量等の一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 ( $\text{m}^3/\text{s}$ )	河道への配分流量 ( $\text{m}^3/\text{s}$ )
浜川	浜橋	280	280

### (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

浜川における計画高水流量は、<sup>はまばし</sup>浜橋基準点において、 $280\text{m}^3/\text{s}$ とする。



浜川計画高水流量配分図



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

浜川の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T.P(m)	川幅 (m)	摘要
浜川	浜橋	0.68	+3.90	38	基準点

(注) T.P : 東京湾中等潮位  
測量法改正前での表示

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

浜川の流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関しては、流量観測、動植物等の調査を実施し、動植物の保護、流水の清潔の保持等について検討を行ったうえ、設定するものとする。

(参考図) 浜川水系図

